

入札説明書

平成31年1月21日付で公告した「きっずぱーく江別保育園内装改修工事」に係る入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に対する事項

(1) 工事名

きっずぱーく江別保育園内装改修工事

(2) 工事場所

北海道江別市上江別西町5-7

(3) 工事概要

ア. 構造：木造 地上2階建

イ. 延床面積：261.27 m²

ウ. 建築面積：213.65 m²

(4) 完成期限

平成31年3月20日

(5) 予定価格

事後公表

(6) 入札参加資格

ア. 登録工種 建築

イ. 各付等級 A

ウ. 所在地区分 江別市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

エ. 施工実績 過去 15 年以内に、元請けとして次に該当する建築工事の施工実績（引渡が住んでいるものに限る。共同企業体により施工した工事を含む。）があること。

1. 延床面積 200 m²以上

2. 主要用途 児童福祉施設、認可保育園、認可外保育園、認可幼稚園、認定こども園

オ. 技術者の専任配置

・建築に係る主任技術者又は監理技術者を施工現場に専任で配置すること。ただし、建設業法第 26 条第 2 項の規定に該当するときは、監理技術者を配置すること。

・当該技術者は、直接かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、入札日において雇用期間が 3 ヶ月間経過した者でなければならない。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、入札日において、次に掲げる入札参加資格条件を全て満たす者であること。

- (1) 江別市の一般競争入札参加資格社名簿に登載され、かつ、1 (6) の入札参加有資格者であること。
- (2) 江別市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
- ア. 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは次の者をいう。
- (ア)平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者証を有する者
- (イ)平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者
- イ. 主任技術者にあつては、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに規定される要件を満たしている者であること。
- ウ. 申請者と3ヶ月以上の雇用関係があること。
- (6) 対象工事ごとに示す当該工事に係る設計業務等の受託者（委託者が共同企業体である場合には、当該共同企業体の構成員をいう。以下「設計業務受託者」という。）でないこと。
- (7) 設計業務受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
- (8) 代表権を有する役員が設計業務受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
- (9) 発注者と入札に参加しようとする者との間に特別の利害関係（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等の関係にある者をいう。）がないこと。

3 入札参加の手續

当該工事の入札に参加しようとする者は、事前に入札参加資格の確認申請手續きを行わなければならない。

(1) 提出書類

ア. 一般競争入札参加資格確認申請書

イ. 同種工事施工実績書

1 (6) エの資格条件を満たす工事の施工実績を記載すること。

ウ. 同種工事の施工を証する書面

同種工事施工実績書に記載した工事を施工したことを証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。また、当該工事の施工内容が確認できる書類（工事カルテ、設計書、図面等）も添付すること。

エ. 配置予定技術者経歴書

保有する資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）と監理技術者については、監理技術者資格者証の写しを添付すること。

(2) 提出場所

札幌市中央区南 1 条西 10 丁目 1-2 SDD ビル 1F

株式会社グローバル・コミュニケーションズ札幌支店 担当 岡本

電話 011-211-8971

(3) 提出方法

直接持参すること（遠方により持参が不可能な場合には、郵送も可とする）。

(4) 提出期限

平成 31 年 1 月 28 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 10 時から 17 時まで）

(5) その他

ア. 入札参加資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ. 提出された入札参加資格確認申請書等は、入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。

ウ. 提出された確認申請書等は、返却しない。

エ. 提出期限以降における申請書又は資料の書き換え、差し替え及び再提出は認めない。

4 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認は、平成 31 年 1 月 29 日（火）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書を入札参加資格申請者に郵送又は FAX 送信により行う。

(2) 入札参加資格がないと認められたものは、その理由について、平成 31 年 1 月 30 日（水）までに（毎日 10 時から 17 時まで）に書面（様式は自由）で、説明を求めることができる。

この場合、説明を求めたものに対し、平成 31 年 1 月 31 日（木）までに書面で回答する。

5 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認通知書を受けた者及びその構成員が、次のいずれかに該当するときは、該当工事にかかる入札に参加することができない。

(1) 入札参加条件に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 入札参加資格確認申請提出書類に虚偽の記載をしたとき。

6 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

期間 平成 31 年 1 月 21 日から同 1 月 28 日まで

交付場所 株式会社グローバル・コミュニケーションズ

上記にて交付します。希望者は下記アドレスまでメールにて交付申請をしてください。

global.hoiku@gmail.com

(2) 設計図書等の交付期間、場所及び方法

入札に参加しようとする者に対する当該工事に係る設計図書等の交付方法は次のとおりとする。

期間 平成 31 年 1 月 21 日から同 1 月 28 日まで

交付場所 札幌市中央区南 1 条西 20 丁目 2-10 パスバイビル 2F

株式会社 再生工房

電話 011-615-0055 FAX 011-615-8755

なお、設計図書については、公告の日から交付期間中は法人事務所にて閲覧に供します。

(3) 設計図書に対する質問

ア. 設計図書に対する質問がある場合は、平成 31 年 1 月 21 日から平成 31 年 1 月 28 日までの間に

下記提出先へ質問書を提出すること。

提出先 札幌市中央区南 1 条西 20 丁目 2-10 パスバイビル 2F

株式会社 再生工房

電話 011-615-0055 FAX 011-615-8755

イ. 質問に対する回答書は、平成 31 年 1 月 29 日までに全入札参加有資格者へ FAX にて送付する。

(4) 入札説明書及び設計図書の交付部数は、各社 1 部ずつとする。

7 入札及び開札等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア. 日時 平成 31 年 2 月 1 日（金）午前 10 時 00 分（受付開始午前 9 時 30 分）

イ. 場所 江別市 江別市民会館 36 号室

(2) 入札書の提出方法

入札参加者は、上記に示した日時及び場所において入札書を提出すること。

(3) 入札書の記載方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

(4) 開札の立会い及び入札回数等

(5) ア. 入札者又はその代理者は、開札に立ち会わなければならない。

イ. 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

8 入札の無効

(1) 2に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札。

9 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

10 その他

(1) 入札参加者は、公告及び本書に定めるもののほか、江別市契約に関する規則、入札心得及びその他関係法令を遵守すること。

(2) 当該工事を受注した場合の技術者の配置については、配置予定技術者経歴書に記載した配置予定技術者を配置すること。

- (3) 入札説明書及び設計図書を入手した者は、これらを当該入札以外の目的で使用してはならない。
- (4) 落札者が契約後、当該入札公告に違反していたと判明した場合は、契約を取り消すこととし損害賠償についても請求できないものとする。

1 1 事業主

住 所 北海道函館市富岡2丁目4-21

法人名 株式会社グローバル・コミュニケーションズ

電 話 0138-44-5610